



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 33 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (10) (税務課) . . . 4
	鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (11) (循環型社会推進課) 5
	鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則 (12) (県土総務課) 6
	鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則 (13) (治山砂防課) 7

———公布された規則のあらまし———

鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県収用委員会（以下「委員会」という。）の透明性及び公正中立性を図るため、委員会の事務局の設置等について必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、鳥取県収用委員会事務局（以下「事務局」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 事務局の設置	委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。
(3) 職の設置	ア 事務局に事務局長を置く。 イ 事務局に事務局長のほか、次長、副主幹及び主事（以下これらを「職員」という。）を置くことができる。
(4) 職務	ア 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。 イ 次長は、事務局長の命を受け、事務局の事務を整理し、事務局長を補佐する。 ウ 副主幹は、上司の命を受け、分担事務を処理する。 エ 主事は、上司の命を受け、一般事務を処理する。
(5) 施行期日	施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の新設について

1 規則の新設理由

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「法」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（以下「政令」という。）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に、特定開発行為に係る許可事務の方法及び書式が定められているが、一部想定される事務処理及びその書式を補う必要がある。

(2) 今後、法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を行うため、特定開発行為の許認可事務等に必要な手続を定める。

2 規則の概要

特定開発行為の許可事務手続に関し必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 趣旨	この規則は、法、政令及び省令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 定義	この規則において使用する用語の意義は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。
(3) 特定開発行為の許可の申請	ア 法の規定に基づく特定開発行為の許可（以下「特定開発行為許可」という。）の申請は、特定開発行為許可申請書に、省令で定めるもののほか、特定開発行為を行おうとする土地について、申請者が所有権その他の当該土地を使用する権原を有すること又は有する見込みであることを証する書面を添えて、知事に提出することにより行うものとする。 イ 省令に規定する計画説明書の様式を定める。
(4) 特定開発行為の変更許可の申請	法の規定に基づく特定開発行為変更許可（以下「特定開発行為変更許可」という。）の申請は、特定開発行為変更許可申請書に、省令に規定する書類及び(3)アに掲げる書類のうち当該変更に係る事項に係る書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。

(5) 特定開発行為許可の変更の届出	法に規定する変更の届出は、特定開発行為変更届を知事に提出することにより行うものとする。
(6) 住所及び氏名の変更の届出	特定開発行為許可又は特定開発行為変更許可（以下これらを「行為許可」という。）を受けた者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく、住所等変更届を知事に提出するものとする。
(7) 対策工事等の着手の届出	行為許可を受けた者が、当該行為許可に係る対策工事等に着手しようとするときは、あらかじめ、対策工事等着手届を知事に提出するものとする。
(8) 対策工事等の休止の届出	行為許可を受けた者が、当該行為許可に係る対策工事等を休止しようとするときは、あらかじめ、対策工事等休止届を知事に提出するものとする。
(9) 地位の承継の届出	<p>相続又は合併により、行為許可を受けた者の地位を承継した相続人、合併後存続する法人又は合併により設立された法人（以下「承継者」という。）は、遅滞なく、特定開発行為地位承継届に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める書類を添えて、知事に提出するものとする。</p> <p>(ア) 承継者が特定開発行為許可を承継した相続人であり、かつ、当該相続に係る相続人が1人の場合 当該相続人の戸籍謄本</p> <p>(イ) 承継者が特定開発行為許可を承継した相続人であり、かつ、当該相続に係る相続人が2人以上であり、当該相続に係る相続人の全員の同意により当該特定開発行為を承継する者として選定された場合 当該同意があったことを証する書面及び当該承継に係る相続人全員の戸籍謄本</p> <p>(ウ) 承継者が合併により特定開発行為許可を承継した法人である場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</p>
(10) 対策工事等の廃止の届出	<p>法の規定に基づく対策工事等の廃止の届出（以下「廃止の届出」という。）は、省令に規定する特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>(ア) 対策工事等を廃止した理由を示す書類</p> <p>(イ) 対策工事等を行っていた箇所の現況を示す図面及び写真</p> <p>(ウ) 対策工事等を廃止した後の土砂災害の防止のための措置を記載した書類及び図面</p>
(11) 市町村長への通知	知事は、行為許可をしたとき又は廃止の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係のある市町村の長に通知するものとする。
(12) 許可標識	行為許可を受けた者は、当該行為許可に係る工事の期間中、当該工事を行う土地の見やすい場所に、特定開発行為許可標識を設置するものとする。
(13) 施行期日	施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第71号）附則第1項ただし書に規定する改正の施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例（平成20年鳥取県条例第17号）の施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県収用委員会事務局（以下「事務局」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 鳥取県収用委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

(職の設置)

第3条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局に事務局長のほか、次長、副主幹及び主事（以下これらを「職員」という。）を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長の命を受け、事務局の事務を整理し、事務局長を補佐する。

3 副主幹は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

4 主事は、上司の命を受け、一般事務を処理する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

(特定開発行為の許可の申請)

第3条 法第9条第1項の許可（以下「特定開発行為許可」という。）の申請は、省令第8条第1項の特定開発行為許可申請書に、省令で定めるもののほか、特定開発行為を行おうとする土地について、申請者が所有権その他の当該土地を使用する権原を有すること又は有する見込みであることを証する書面を添えて、知事に提出することにより行うものとする。

2 省令第8条第2項の計画説明書の様式は、様式第1号によるものとする。

(特定開発行為の変更許可の申請)

第4条 法第16条第1項の許可（以下「特定開発行為変更許可」という。）の申請は、特定開発行為変更許可申請書（様式第2号）に、省令第8条第2項から第5項まで及び第10条第1項に規定する書類並びに前条第1項に規定する書類のうち当該変更に係る事項に係る書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。

(特定開発行為許可の変更の届出)

第5条 法第16条第3項の規定による届出は、特定開発行為変更届（様式第3号）を知事に提出することにより行うものとする。

(住所及び氏名の変更の届出)

第6条 特定開発行為許可又は特定開発行為変更許可（以下これらを「行為許可」という。）を受けた者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく、住所等変更届（様式第4号）を知事に提出するものとする。

(対策工事等の着手の届出)

第7条 行為許可を受けた者が、当該行為許可に係る対策工事等に着手しようとするときは、あらかじめ、対策工事等着手届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

(対策工事等の休止の届出)

第8条 行為許可を受けた者が、当該行為許可に係る対策工事等を休止しようとするときは、あらかじめ、対策工事等休止届（様式第6号）を知事に提出するものとする。

(地位の承継の届出)

第9条 相続又は合併により行為許可を受けた者の地位を承継した相続人、合併後存続する法人又は合併により設立された法人（以下「承継者」という。）は、遅滞なく、特定開発行為地位承継届（様式第7号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 承継者が特定開発行為許可を承継した相続人であり、かつ、当該相続に係る相続人が1人の場合 当該

相続人の戸籍謄本

(2) 承継者が特定開発行為許可を承継した相続人であり、かつ、当該相続に係る相続人が2人以上であり、当該相続に係る相続人の全員の同意により当該特定開発行為を承継する者として選定された場合 当該同意があったことを証する書面及び当該承継に係る相続人全員の戸籍謄本

(3) 承継者が合併により特定開発行為許可を承継した法人である場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

(対策工事等の廃止の届出)

第10条 法第19条の規定による対策工事等の廃止の届出(以下「廃止の届出」という。)は、省令第17条に規定する特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。

(1) 対策工事等を廃止した理由を示す書類

(2) 対策工事等を行っていた箇所の現況を示す図面及び写真

(3) 対策工事等を廃止した後の土砂災害の防止のための措置を記載した書類及び図面

(市町村長への通知)

第11条 知事は、行為許可をしたとき又は廃止の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係のある市町村の長に通知するものとする。

(許可標識)

第12条 行為許可を受けた者は、当該行為許可に係る工事の期間中、当該工事を行う土地の見やすい場所に、特定開発行為許可標識(様式第8号)を設置するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

対策工事等工事計画説明書

1 対策工事等の計画の方針

(1) 対策工事

項 目	内 容		
対策工事实施箇所	土砂災害特別警戒区域名		箇所番号
対策工事予定期間	年 月 ~ 年 月		
対策工事対象特定予定建築物の概要	構 造	敷地面積	m ²
		建築面積	m ²
対策工事の方法			
対策工事の設計での特別の留意事項			

(2) 対策工事以外の工事

項 目	内 容		
対策工事以外の工事の実施箇所	土砂災害特別警戒区域名		箇所番号
工事予定期間	年 月 ~ 年 月		

対策工事以外の工事の方法	
対策工事以外の工事の設計での特別の留意事項	

2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象

ア 土石流 イ 急傾斜地の崩壊 ウ 地滑り

(2) その他の法律の指定に関する区域区分

ア 砂防指定地 イ 急傾斜地崩壊危険区域 ウ 地すべり防止区域 エ 保安林

オ その他() カ なし

(3) 土地の概要

	宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	計
面積(m ²)						
比率(%)						100.0

(4) 既存砂防施設等の状況

項目	内 容		
施設名	設置時期	年 月	
構 造			
その他			

(5) 現場状況(現況写真)

3 開発区域の現況

(1) 土地の現況

ア 区域区分

(ア) 市街化区域 (イ) 市街化調整区域 (ウ) (ア)及び(イ)以外の都市計画区域

イ 地域地区

(ア) 用途地域 (イ) その他の地域地区

ウ 土地の概要

	宅 地	農 地	山 林	公共施設用地	そ の 他	計
面積(m ²)						
比率(%)						100.0

(2) 土地利用計画

ア 計画の概要(土砂災害特別警戒区域内)

	建 築 物		公 共 施 設 用 地	公 益 的 施 設 用 地	そ の 他	計
	制 限 用 途	制 限 用 途 以 外				
面積(m ²)						
比率(%)						100.0

イ 予定建築物の用途()

4 周辺への影響について配慮した事項

(1) 特定予定建築物の周辺

(2) 開発区域の周辺

5 排水計画に関する事項

(1) 排水流域図

(2) 水理計算

備考

- 1 この様式は、開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区毎に作成すること。
- 2 この様式において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 砂防指定地 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地
 - (2) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された区域
 - (3) 地すべり防止区域 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された区域
 - (4) 保安林 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された森林
 - (5) 都市計画区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項又は第2項の規定により指定された区域
 - (6) 市街化区域 都市計画法第7条第2項に規定する区域
 - (7) 市街化調整区域 都市計画法第7条第3項に規定する区域
 - (8) 地域地区 都市計画法第8条第1項各号に規定する地域、地区又は街区
 - (9) 用途地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域
 - (10) 公共施設用地 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設が所在する土地
 - (11) 公益的施設用地 公衆の日常生活に欠くことのできない事業であって運輸、郵便、電信、電話、水道、電気若しくはガスの供給、医療又は公衆衛生等の事業を行うことを目的とする施設が所在する土地

様式第2号（第4条関係）

特 定 開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
電話番号

㊞

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項の規定に基づき、特定開発行為の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

特定開発行為許可番号	年 月 日 第 号			
変更事項				
変更の内容	変 更 後		変 更 前	
変更の理由				
その他必要な事項				
受付番号	年 月 日 第 号			

変更許可に付した条件	
変更の許可番号	年 月 日 第 号

備考

- 1 印のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 変更の経緯が分かる書類

様式第3号（第5条関係）

特 定 開 発 行 為 変 更 届

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者の氏名

⑩

電話番号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第3項の規定に基づき、同条第1項ただし書に該当する変更について、次のとおり届け出ます。

特定開発行為許可番号	年 月 日 第 号			
変更事項				
変更の内容	変 更 後		変 更 前	
変更の理由				

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 変更の経緯が分かる書類

様式第4号（第6条関係）

住 所 等 変 更 届

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者の氏名

⑩

電話番号

鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第6条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定開発行為許可番号	年 月 日 第 号			
変更事項				
変更の内容	変更後		変更前	
変更の理由				

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 変更の経緯が分かる書類

様式第5号（第7条関係）

対 策 工 事 等 着 手 届

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名
電話番号

㊞

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の許可を受けた特定開発行為に係る工事に着手するので、次のとおり届け出ます。

- 1 特定開発行為許可番号 年 月 日 第 号
- 2 工事着手年月日
 - (1) 対策工事 年 月 日
 - (2) 対策工事以外の工事 年 月 日

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号（第8条関係）

対 策 工 事 等 休 止 届

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地
氏名又は名称及

び代表者の氏名 ㊟
 電話番号

鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定開発行為許可番号	年 月 日 第 号
休 止 期 日	年 月 日
休 止 理 由	
再 開 予 定 期 日	
開発区域の状況	
休止期間の保全計画	

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第7号(第9条関係)

特 定 開 発 行 為 地 位 承 継 届

年 月 日

職 氏 名 様

住所又は所在地
 氏名又は名称及
 び代表者の氏名 ㊟
 電話番号

特定開発行為の許可を受けた地位を承継したので、鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定開発行為許可番号	年 月 日 第 号
承 継 者	氏名又は名称
	代表者の氏名
被 承 継 者	氏名又は名称
	代表者の氏名
承継年月日	年 月 日
承継の理由	

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 特定開発行為の許可を受けた地位を承継したことを証する書類

様式第8号(第12条関係)

特 定 開 発 行 為 許 可 標 識		
許 可 年 月 日	年	月 日
許 可 番 号	第	号
対策工事等の期間	年	月 日から

↑
 50

	年	月	日	まで	
開発区域の地域の名称					セ ン チ メ ー ト ル ↓
開発区域の面積					
特定予定建築物の用途					
許可を受けた者の住所（所在地）					
氏名（名称及び代表者氏名）				電話	
工事施行者の住所（所在地）					
氏名（名称及び代表者氏名）				電話	
		住 所			
工 事 監 理 者 の				電話	
		氏 名			

← 70センチメートル →